

令和 8 年度 第 48 回 東海中学校総合体育大会（柔道競技）（静岡）

宿泊・昼食（お弁当）お申込のご案内

この度は「令和 8 年度 第 48 回 東海中学校総合体育大会」ご出場おめでとうございます。
宿泊・昼食弁当お申込みについて、下記ご案内申し上げます。

近畿日本ツーリスト株式会社
静 岡 支 店

1. 宿泊について（近畿日本ツーリスト（株）静岡支店が企画実施する募集型企画旅行です。）

（1）利用宿泊施設・旅行代金

別紙、「利用宿舎一覧」をご参照ください。

※宿泊希望日、食事条件、利用部屋タイプにより旅行代金が異なります。必ずご確認のうえお申込みください。

※旅行代金に含まれるもの・・・宿泊代金、食事代金（食事付プランの場合）、消費税等諸税、サービス料が含まれています。

※旅行代金に含まれないもの・・・上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。

①個人的な性格の費用：飲食代、クリーニング代、電話代等 ②傷害・疾病に関する医療費 ③任意の旅行傷害保険

④大会会場・宿泊地までの交通費、駐車場代

※最少催行人員 1 名、添乗員は同行いたしません。

（2）宿泊設定日

令和 8 年 8 月 5 日(水)・8 月 6 日(木) 宿泊

（3）日程表

スケジュール	日程	
	1 日目	宿泊ホテル（泊） ※各自チェックインしてください。
	2 日目	宿泊ホテル（発） ※各自チェックアウトしてください。

上記は 1 泊あたりの日程表となります。ご希望に応じて最大 2 泊までお受けいたします。

【食事回数】 1 泊食事なし：食事なし ※朝食はホテルから無料で提供されます。

1 泊夕食付：夕食 1 回 ※朝食はホテルから無料で提供されます。

※1 泊につき上記回数の食事が付きます。

※昼食をご希望の場合は、別料金でお弁当の手配を承りますので後述の項番 2 をご参照のうえ、お申し込みください。

（4）配宿について

【利用宿舎一覧】より、希望の宿泊施設、部屋タイプ、食事条件をご選択ください。

また、一覧表に記載の宿泊施設が満室となった場合、やむを得ず記載外の施設をご提案させていただきます場合がございますので、予めご了承ください。その場合、新たな説明書面をお渡ししますので、ご確認のうえお申し込みください。

（5）宿泊施設での食事時間について

宿泊施設での食事時間については、「宿泊決定通知」に記載をいたしますのでご確認ください。

尚、競技の都合等で時間外に食事を希望される場合は、お客様にて宿泊施設とご相談ください。

（6）夕食について

コロナ以降、夕食の提供を取りやめる宿泊施設が大幅に増え、夕食付きの宿泊施設が減少しています。

夕食付きの宿泊施設をご希望された場合でも、朝食のみ・食事なしの宿泊施設をご案内させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

（7）禁煙・喫煙部屋について

禁煙・喫煙部屋について、原則「禁煙」部屋にてご案内させていただきますが、

やむを得ず「喫煙」部屋をご案内させていただく場合がございます。

その際は消臭対応をさせていただきますので、予めご了承ください。

【利用宿舎一覧】

※下記旅行（宿泊）代金は、税金・サービス料が含まれた 1 泊あたりお一人様の代金です。

※申込書には、宿泊を希望する「ホテル記号」を記載ください。

※定員利用の旅行代金となります。

※宿泊地：静岡県藤枝市、静岡県焼津市

ホテル記号	宿泊施設名	部屋タイプ	旅行代金		
			1泊朝食付	1泊食事なし	1泊夕食付
1-S	東横イン静岡藤枝駅北口 ※	シングル		10,560円	
1-T		ツイン		7,100円	
2-S	ホテルルートイン藤枝駅北 ※	シングル		7,200円	
2-T		ツイン		6,600円	
3-S	ホテルスーパー泊 ※	シングル		8,000円	
4-S	ホテルオーレ ※	シングル		12,000円	
4-T		ツイン		12,000円	
5-S	くれたけイン焼津駅前 ※	シングル		8,000円	9,000円
5-T		ツイン		8,000円	9,000円

※全てのホテルの朝食は、ホテルから無料で提供されます。

※全てのホテルは洋室バス・トイレ付になります。

2. 昼食（お弁当）について（弁当は旅行契約に該当しません。）

- （1）昼食弁当代金
・ **1,300 円**（消費税込み）/1 食 ※パック茶付
- （2）昼食弁当設定日
弁 当 令和 8 年 8 月 6 日(木)・8 月 7 日(金)
- （3）昼食弁当の受け取りに関して
当社スタッフまたは、弁当業者が、会場で配布いたします。
- （4）お弁当のみのお申し込みも受付いたします。
・ 弁当引換時間は、原則 11:00～12:30 とさせていただきますが
諸事情により遅れる場合がございますので予めご了承ください。
・ 弁当引換場所は大会本部付近を予定しております。

3. お申込み・お支払い方法について

- （1）お申込み方法
別紙「旅行条件書」を事前にご確認の上、「申込書」「宿泊者名簿」に必要事項を記入のうえ、
2 枚合わせて、F A X にてお申込みください。
◇ **F A X : 054-255-6639**
申込期限：7 月 27 日(月) ※申込書・宿泊名簿を添付の上、送信してください。
- （2）お支払い方法
「宿泊決定通知書」と共に請求書を 7 月 30 日(木)までにメール又は F A X にて連絡致します。
代金の支払いについては、**7 月 31 日(金)**までに指定口座にお振込をお願いいたします。
(振込手数料はお客様にてご負担ください。)
- （3）領収書発行について
別紙「領収書発行依頼」に必要事項を記入の上、弊社に F A X またはメールにてご送付ください。

4. 変更・取消について

- 取消、変更に関しては FAX・メールにてご依頼ください。
- 間違い防止のため、お電話での変更・取消はお受けできません。
- 取消基準日は弊社営業日・営業時間内のメール・FAX 着信時とさせていただきます。
営業時間外の着信については翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜大会期間中の変更、取消について＞

大会期間中に発生した変更・取消については、大会サポートデスク緊急連絡先にお申し出ください。
連絡先は宿泊決定通知書に記載してご案内致します。

- 8月1日(土)・2日(日)は支店休業日にあたるため、この期間の変更・取消については、必ず各宿泊施設にお申し出いただいたうえで、お手数ですが弊社へも FAX またはメールにてお知らせください。

5. 取消料について

【宿泊】について、旅行契約成立後お客様都合で取消される場合は、下記の取消料が発生します。

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日 の前日	旅行開始日 の当日 (旅行開始前)	旅行開始後または 無連絡不参加
	20日目～8日目 までの取消	7日目～2日目 までの取消			
取消料率	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

※宿泊については申込泊数分が一つの募集型企画旅行となりますので、契約成立後に解除される場合は
合計旅行（宿泊）代金に対し上記の取消料を申し受けます。

なお、旅行開始後のお取消しについては 100%の取消料を申し受けることとなり返金はありません。

※ご宿泊当日の 12 時までにお取消の連絡がない場合は、無連絡不参加として取扱い、100%の取消料を
申し受けますのでご注意ください。

【昼食弁当】について、お客様都合で取消される場合は、下記の取消料が発生します。

取消日	利用日前日の 11 時までの取消	利用日前日の 11 時以降の取消
取消料	取消料なし	弁当代金の 100%

6. 個人情報の取り扱いについて

旅行申し込みの際に提出いただいた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、
お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及び
それらのサービスの受領のための手続き、並びに大会運営に必要な範囲内で、当社および大会事務局と
共同利用させていただきます。

【旅行企画・実施・お申込み・お問い合わせ】

近畿日本ツーリスト株式会社 静岡支店

観光庁長官登録旅行業第 2053 号

旅行業公正取引協議会会員 ボンド保証会員

担当者： 山田 拓己

〒 420-0031

住所 静岡県静岡市葵区呉服町 1-2 三井住友海上静岡ビル7階

電話番号 054-254-4646

F A X 番号 054-255-6639

E-mail : shizuoka@or.knt.co.jp

※ <or.knt.co.jp> のドメイン設定をお願いいたします。

営業日：平日 10:00～17:00（休業日：土・日・祝日）

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者：濱田 宰

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

（旅行条件算出基準日 2026 年 5 月 1 日）



旅行業公正取引
協議会 会員

登録番号 6044-2607-0020

本条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

当社は、天候・地震・暴風・運送・宿泊機関の旅行サービス提供中止、官署の命令、当の運賃計画に於ける運送サービス提供の他、当社の開行得る事由が生じた場合において、旅行安全の増進と顧客の安全を確保し、およびお客さまの安全を第一とし、当社の開行得るものである理由、当社の開行得る事由と因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容及び旅行契約の内容及び（以下「契約内容」といいます）を変更することがあります。但し、緊急の場合においては、やむを得ないときは、変更後ご説明します。

9. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、ホームページ、パンフレット等記載の基準日より、著しい経路・条件の変更により、通常想定される程度を大幅に超過したとき、その範囲内旅行代金を変更することあります。その場合も、旅行開始の前日から起算してのちの15日目まで該当日より前にお客さまにその旨を通知します。
- (2) 本規約の定めるところにより旅行代金減額するとき、利用する運送機関の運賃・料金を減額した旅行代金とします。既に旅行代金お支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しをいたします。
- (3) 第8項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためその提供を受けた旅行サービスに対して取寄せ、準備その他の費用、又はあらかじめ支払ったが利用できなかった費用を含む）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行ってゐたにもかかわらず、運送・宿泊機関等と直接、間接に他諸機関と発生したことによる場合を除く）は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関の利用人員より旅行代金の異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行終了後当該責任帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

10. お客様の交替

お客さまは、当社の承諾を得、契約上の地位を第三者譲渡することができます。この場合、当所用紙所定事項記の上、交替要する費とともに当社に提出していただきます。

11. お客さまによる旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

- (1) お客さまは、ホームページ、パンフレット等定める取消料を当出で支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消料とは、お客さまが当社のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出、いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外の旅行の変更及び取消のお申し出は応じられませんので、翌営業日の受付となります。

2お客様は、次掲の場合においては、旅費取消料を払うことなく旅費約解除することができます。

- イ、契約内容が変更されたとき、但し、その変更が第21条の表左欄に掲げるもの、その他重要なものであるときを除きます。
ロ、第9項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
ハ、天災地変、戦乱、暴動、通説、宿泊機関等の旅行サービスの中に、官公署の命令その他理由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
ニ、当社は、お客さまに対し第4項(3)で定める期日まで、確定額を未払いであったとき。
ホ、当社の責めが主たる事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
(3) 当社は、本項(1)より旅行契約が解除されたときは、既に受けていた旅行代金（あるいは申込金から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料申込金でなければ）とを、その差額を戻受けます。また本項(1)より旅行契約が解除されたときは既に受けていた旅行代金（あるいは申込金全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。
(4) お客さま都合で旅行日程を変更する場合は、お客さまが当初の旅行契約を解除し、新しい旅行契約を締結したことになります。この場合当社ホームページ等に基づく取消料を戻受けます。

12 お客さまによる旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

1.お客さまの都合により途中離席の場合は、お客さまの権限により、一切払戻をたません。

- (2) お客様の貴重品を事由により破損面及び盗難サービスの提供を受けた場合は、お客様が当然に賠償サービス提供料部分負担額を負担することができ、場合によっては損害額から賠償金部分を引いた金額（当社が賠償額を算出できない場合は賠償サービスの提供料部分）から取料・送料の他既支払い、又はこれから支払うべき手数料などの費用に係る金額（当社が賠償サービスによるものと認められず差引いたもの）をお客様に払戻しいたします。

13. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

- ① お客さまが当期定期まで旅行金を支ないときは、当社は当期の翌日に旅行金を解約することがあります。この場合、第5項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ② 当社は、次掲各場合において、お客さまに理由を説明して旅行前にお客さまが旅行金を解約することがあります。
- イ、お客さまがあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能の他、参加希望の条件を満ちていないことが明らかになったとき
 - ロ、お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき
 - ハ、お客さまが契約内容に関し合理的範囲を超える負担を求めたとき
 - ニ、お客さまが数回旅行計画を最終日程まで変更したとき、この場合が旅行開始の前日の午後13時（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。
 - ホ、スズを目的地に旅行するには必要と判断した旅行前条件において、契約締結時明示した条件が成立しないことが極めて大きいとき
 - ヘ、天災・戦乱・暴動・選挙・宿泊地等旅行サービス提供中止、官公署の命令その他の当社の関与し得る事由が生じた場合において、契約書面記載した旅行日程がその旅行の安全の円滑な実施に支障を及ぼすことが極めて大きいとき
- お客さまが第3項(7)①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

ト. お客さまが第3項(7)①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

14. 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

- 1) 当社は、以下の場合は、旅行契約解除することがあります。
- イ. お客様の病氣、必要が明らかなその他の事由により、旅行継続が困難であると当社が認めるとき。
 - ロ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するために乗客その他の者による当社指示の違反、これらの者又は許可された旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官署の命令その他の当該開行の事由が生じた場合であって、旅行継続が不可能となったとき。
- ニ. お客様が第3 項7②から④のいずれかに該当することが判明したとき。
- 2) 本項1)に旅行契約解除が行われたときであっても、お客様は、当社に受けた旅行サービスに関する契約の履行を受けるものとします。当社は、旅行途中、お客様が、お客様の同意を得ずに旅行サービス全部または費用の当該当旅行サービス提供者に支払った、又はこれから支払うべき取引・違約金の他、名目による費用を引取り、乗客名簿に記載した旅行終了の翌日から算して30 日以内に払戻いたします。
- 3) 本項1)イ、ハにより、当該旅行契約解除したときは、お客様のめいにより発生した損害賠償の必要が生じます。この場合、受ける費用の一切はお客様のご負担となります。
- 4) 集合旅行において集合場所を越えられない場合、旅行契約解除することがあります。この場合、損害賠償はできません。

15 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、搭乗の船舶種別が船名・航路・船種・船期・乗組員等とホームページ・パンフレット等記載の異なる場合は、当該船舶を利用する旅行契約の場合は、当該船舶に係る取消料の規定によります。

16 旅程管理

当社はお客様に対して次掲の業務、客室の安全や機密の漏洩を防止する為です。但、当社が客室とこれと異なす特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (2) 本約の措置請求は、わが国で契約内容変更と定むべき代替サービスの提供を、この際、旅行日程変更による変更旅行日程当初旅行日程中のものとする。また、旅行サービスの内容変更による変更旅行サービスが当該旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

17. 添乗員等

- (1) 当社は、旅行の内容より添乗員その他の者（以下「添乗員等」として併記）と同行させ、第16項に掲げる業務その他当協会の随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- 2 添乗員等同行の有無は、ホームページ、パンフレット等明示しております。
- (3) お客さまは、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するとき、旅行安全・円滑実施のための添乗員等指示に従っていただきます。お客さまが添乗員等指示を無視し、団体行動規範を乱し、旅行安全・円滑実施が妨げられる場合は、旅行途中であっても、それ客さま以後の旅行契約を解除することがあります。
- 4 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。
- (5) 一部コースによっては、現地乗船あり、現地送迎も付行場合があります。この場合、集合場所及び解散場所の行程について添乗員も同行いたしますので、お客さまが旅行サービスの提供を受けるための手続きは客さま自身で行っていただきます。（一部コースについては添乗員が受け、出発のご案内をいたします。）
- (6) 外国船乗船サービスを受けるのは、添乗員同行いたします。お客さまが旅行サービスを受けるための要する条件を満たすために旅行サービスの提供を受けるための必要な手続きはお客さまご自身で行っていただきます。

18. お客さまに対する責任

- (1) 当社が債務の履行のために当社の施設又は土地に第三者が損害を与えたときは、その被った損害を賠償いたします。但、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様がバリエーション、暴動、運送、宿泊施設等が火災、盗難、暴行、命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通とこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的の地留滞時間延長等）の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本頁1の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3) お客様の損害については本頁1の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

19. お客様の責任

- 1)お客様が故意で過失により当社の権利を被ったときは、当該お客様が損害賠償をなされません。
2)お客様は、当社の提供される権利を活用し、お客様の権利義務の他者移転の内容及び理解するよう努めなければなりません。
(3)お客様は、旅館側が契約面を記載した旅行サービスについて、記載内容異なる点の認識したときは、旅館および旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

20. 特別補償

- (1) 当社は、第18項(基本当座責)の定めにより、当社の募集型企画旅行契約の締結に際して、お客が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物等に被った一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。但し、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお現金貴重品重要類(機内持ち込み手荷物)その他(機外持ち込み手荷物)は、補償対象外となります。
- (2) 当社が、募集型企画旅行契約約款第27条第1項(責任)の定めにより、この補償金に当社の責任範囲の範囲内において、お客が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物等に被った一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。但し、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお現金貴重品重要類(機内持ち込み手荷物)その他(機外持ち込み手荷物)は、補償対象外となります。

- (3) 若きお方が旅行中に被った損害が、若きおまの故意、酒乱、過失、故意、法令違反、法令に違反するサービスの提供、受領、山岳登山、(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等)登山用具使用のもの、レスキューボム、スカイダイビング、パラグライダー操縦、種痘接種(モーターバイク、オートバイ、バイク、スクーター、バイク、バイク)に関する設備、通商の事故によるものであるときは、当社は賠償責任を負いません。
- (4) 地震、噴火、津波などにより、旅行中に発生した損害は、不可抗力と見なされ、当社は賠償責任を負いません。
- (5) 当社は企画旅行参加中に若きおまを代表として、別当旅行会社を受託して、当社は受託する企画旅行(オプショナルツアー)を実施して、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (6) 但し、賠償において、当社は賠償する旅行サービスの提供が「切実な」旨が明記された場合、当社は若きおまが被った損害に対して補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

21. 旅程保証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービス提供が予定されているにもかかわらず、運送・宿泊標準等の価格、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。結果発生が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内で支払います。但し、当該変更によって、当社の第18項1の規程に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- イ. 次に掲げる事由による変更
- (イ)天災地変 (ロ)戦乱 (ハ)暴動 (ニ)官公署の命令 (ホ)運送・宿泊標準の旅行サービス提供の中止 (ヘ)当初の計画画によらずに運送サービスの提供
- (ト)旅行参加者の生命又は身体 の安全確保のため必要な措置
- ロ. 第11項から第14項の規程に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2) 当社は、以下の変更補償金の額をお客さまに対して旅行につき旅行代金の15%を乗じた額を限度とします。また、お客さまが以前に旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客さまの同意を得て、金銭による変更補償金の支払を拒み、これと同等または以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

變更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（バスを各観光地の他の旅行の目的地の変更）	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級が設備のより低い料金のものでの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計が契約書面に記載した等級の施設を下げた場合を除きます。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の方付開始地たる空港又は到着終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当該宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面にツアー・タイトル中に記載された事項の変更	2.5	5.0

注1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始以降お客さまに通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間、確定書面の記載内容と実際に提供されたサービスの内容との間で変更が生じたときは、その変更につき一件として扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号掲げの変更(乗船等又は泊中(養生施設)であっても、乗船等又は泊つき件として取扱います。注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

2.2. 通言契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件

当社は当社提携のクリエイティブ社（以下「提携社」と）よりカネ員（以下「カネ員」と）より所定の伝票への会員の署名なくして旅行券や食券などを郵便・ファクス・インターネットその他の手段で行使を受ける契約（以下「面談契約」と）その場合の条件は、本「企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下異なる点のみをご案内します。

- (1) 通商予約申込みの際、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称、日程」「カード名、登録号、有効期限等」(以下「会員番号等」という)を当社にお申し出いただきます。
- (2) 通商予約は、当社の業務を滞りなく遂行するため、申込時成立するものとします。通商予約は、仮カード発行となります。
- (3) 合理的理由により、会員が申込済クレジットカードでお支払いできない場合、当社は通商予約解除し、第5項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までで現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、会員と通商予約締結した場合であって、第9項(2)から(4)までの規定より旅行代金を減額された場合又は第11項から第14項の規定により通商予約解除された場合には、会員に対し損害を賠償するときは、提付された会員規約に従って、会員に対し当該損害を請求します。この場合において当社は、旅行開始前解除による戻金にあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、減額及び旅行開始後の解除による戻金にあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内、会員に対し損害を賠償するものとします。会員が通商予約を行わずに仮カード発行となります。
- (5) 通商予約締結しようとする場合であって、会員が有るクレジットカードが無効により、旅行代金第1提付されたカードの決済ができず、旅行契約を拒否させていただく場合があります。
- (6) 通商予約を締結する場合、当社は提付された無署名取付紙等に、会員の問題と契約解除等、又は業務上の理由等が認められない場合もあります。

23. 団体・グループの契約について

- (1)当社は、団本・グループを構成する旅行者(代表としての契約責任者から、旅行申込みの場合、契約締結と解除に関する一切の代理権契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- 2 契約責任者は、当社は定める日まで、構成者の名義を当社は提出しはかりません。
- 3当社は、契約責任者の構成として現れ、又は請求することが可能な権利義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4当社は、契約責任者の団本・グループ同士の関係、旅行開始前では、あらかじめ契約責任者選出構成者を契約責任者とします。

24. ご旅行条件・旅行代金の基準

- 1) 旅費の基期日及び金 基期日とは、ホームページ/パンフレット等明記の日となります。
 (2) 特別に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満 12 歳以上の若者とは代金 満 6 歳以上の航空機利用コースは満 3 歳以上) 2 歳未満の方はご料金となります。
 3) 旅行金格コースと表示されています。出発日ご利用数で確認下さい。
 (4) 追加代金とは、航空会社選択、航空便選択、航空機等級選択、宿泊ホテル指定の選択、1 人部屋利用代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等ホームページ、パンフレット等に表示した追加する代金をいいます。
 (5) 本欄に明記する代金とは、募集要旨ホームページ/パンフレット等に料金表示の参加コースの金額、及びツアー追加又はキャンセルとして表示した金額をいいます。この合計金額は第 2-1 項の申込金、第 15 項の取消料、第 21 項の変更補償金、及び最終料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別添録等となりますので基準となる旅行代金には含まれません。

25. その他

- 1 お買物案内について
お客様はあらかじめ、旅行の目的地に寄附することあります。当社は各寄附金は万を単位としますが、購入の際は、お客様自身責任で購うべきです。当社は商品交換返品保証はたかまてドラッグ店など、よう商品確認シートの受け取りなどを必ず行ってください。
- 2 国内旅行保険について
安心して旅をするため、お客様自身の旅行に加入することを勧めます。国旅保険にて当社旅行に加入してください。
- 3 当社よりなる場合も旅行の再募集いたしません。
- 4 この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。
また、この募集型の開催中止の場合も募集型企画旅行約款が適用されます。当該旅行の中止の場合は当社にご連絡ください。当社旅行約款は、当社ホームページ <https://www.knt.co.jp/> からご覧になれます。
- (5)本稿を通じて旅行の空室確保目的の用又事付することとさせていただきます。万、営業停止しむ為、又その機能停止しむ為と当社が判断したときは、予告なく旅行契約を解除することがあります。
- (6) 個人情報の取扱いについて ※E U在住の方はお問い合わせください。
- イ、当社及びご旅行をお申し込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- また、旅行先のお客さまの滞りの便宜のため、お客さまのお名前及び搭乗される航空便等に関する個人情報を、電子的方法等で税関・警察官等に提供いたします。
- お申込みいただく際にも、これらの個人情報提供についてお客さまご同意いただくとします。

- ロ. 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客さまに傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- ハ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と共同利用させていただきます。
- 当社グループ企業及び販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
- 住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
- ニ. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページでご確認ください。

2023 年 4 月 1 日 改訂

第48回東海中学総合体育大会(柔道)宿泊・弁当申込書

本紙は学校単位でご記入ください

申込締切日7月27日(月)17時

■FAX送信先
054-255-6639

近畿日本ツーリスト株式会社 静岡支店 御中

別紙パンフレット記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配やお買物の便宜等のために必要な範囲内で運送・宿泊機関等、保険会社等へ個人情報提供について同意のうえ、以下の旅行に申し込みます。

□申込日: 月 日
□変更①: 月 日
□変更②: 月 日

都道府県名			□変更②: 月 日	
フリガナ			フリガナ	
学校名	学校		申込責任者	
書類送付先	〒 ー		連絡先	() ー
			FAX	() ー
			携帯TEL	ー ー
			メールアドレス	
		【 学校・自宅 】		

返金時 振込先	金融機関名		入宿予定時間	／：頃	
	支店名		宿 舎 入り込み手段 ※駐車場も含めて お客さま自身でご 手配ください。	大型バス/中型バス	☐ 台
	口座種別	普通 ・ 当座		マイクロバス	☐ 台
	口座番号			乗 用 車	☐ 台
	口座名義			公 共 交 通 機 関	☐ 台

【宿泊申込】※同時に、「宿泊者名簿」のご提出をお願いします。

宿泊希望施設 (「ホテル記号」を記載ください)	第1希望		希望客室数	
	第2希望			
	第3希望			
希望食事条件			※ご希望の食事条件にてご案内できない可能性がございますので、予めご了承ください。	
宿泊希望日 (希望日に○印を記載ください)	8月5日(水)	8月6日(木)	備考欄	
宿泊人数				

	8月6日(木)	8月7日(金)
弁当(昼食)個数	個	個

領収証の指示(宛名、但書についてご記入ください)※必要な場合	
① 宛名【	】但書()として
② 宛名【	】但書()として
③ 宛名【	】但書()として
その他連絡事項	

■ KNT確認欄

第48回 東海中学校総合体育大会(柔道) ご宿泊者名簿

県名		学校名	中学校
競技種目	柔道	当日の連絡先	

宿泊日：2026年8月5日(水)、6日(木) 2泊

No.	氏名	男女	区別	宿泊日		備考
				6日	7日	
例	東海 太朗	Ⓐ・女	選手	○	○	
	東海 花子	男・Ⓐ	選手	○	○	
	東海 一郎	Ⓐ・女	監督	○	○	
1		男・女				
2		男・女				
3		男・女				
4		男・女				
5		男・女				
6		男・女				
7		男・女				
8		男・女				
9		男・女				
10		男・女				
11		男・女				
12		男・女				
13		男・女				
14		男・女				
15		男・女				
16		男・女				
17		男・女				
18		男・女				
19		男・女				
20		男・女				
		合計	男性	名		
			女性	名		

※区別欄には、引率者(監督等)、選手、応援生徒、その他、バス乗務員の区別をそれぞれご記入ください。
 ※20名以上の場合はコピーしてご利用ください。